

前回（１０月１日）以降の原子力規制庁の動き

令和７年１１月１２日
柏崎刈羽原子力規制事務所

原子力規制委員会（凡例：議題番号→①、原子力施設等におけるトピックス→㊦）

10/8 第35回原子力規制委員会

③実用発電用原子炉の許認可申請に係る手数料の未徴収と今後の対応

11/5 第39回原子力規制委員会

㊦6号機及び7号機 監視測定設備の機能喪失による運転上の制限の逸脱について

審査実績

【6号機 特定重大事故等対処施設に関するもの】

審査会合：なし

ヒアリング：なし

資料提出：なし

【6号機 設計及び工事の計画の認可に関するもの】

審査会合：11/6

ヒアリング：10/1、10/16、10/23

資料提出：10/20

【7号機 特定重大事故等対処施設に関するもの】

審査会合：なし

ヒアリング：10/20、10/30、11/6

資料提出：なし

規制法令及び通達に係る文書

11/2 東京電力ホールディングス(株)から柏崎刈羽原子力発電所6号機及び7号機における
運転上の制限からの逸脱に係る報告を受理

被規制者との面談

10/2 東京電力ホールディングス株式会社の柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉における
地震等に関する面談

10/9 柏崎刈羽原子力発電所第6号機及び第7号機の特定重大事故等対処施設に関する設計及び
工事の計画の認可申請に係る面談

10/21 東京電力ホールディングス(株)柏崎刈羽原子力発電所第7号機に係る今後の対応に関する
面談

10/23 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所核物質防護規定変更認可申請に
関する事業者説明について

10/28 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の資機材輸送訓練に関する訓練
5週間後面談について

10/30 東京電力ホールディングス株式会社の柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉における
地震等に関する面談

11/4 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所核物質防護規定変更認可申請に
関する事業者説明について

11/6 新規規制基準適合性審査（設計及び工事の計画の審査）に関する審査会合への対応について
（柏崎刈羽原子力発電所第6号機）

その他

10/20 東京電力ホールディングス(株)に柏崎刈羽原子力発電所核物質防護規定の変更を認可

放射線モニタリング情報

放射線モニタリング情報を以下のポータルサイトで公開

- ・ 全国のモニタリングポスト等の測定値をリアルタイムで配信するとともに、原子力災害の発生時には緊急時モニタリングの結果も公開：<https://www.erms.nsr.go.jp/nra-ramis-webg/>
- ・ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以降の環境放射線モニタリング結果を公開：<https://radioactivity.nra.go.jp/ja>
- ・ 47 都道府県における環境放射能調査等の結果を公開するとともに、放射能と放射線に関する基礎知識などの情報も掲載：<https://www.envraddb.go.jp/>

以 上

6号機及び7号機 監視測定設備の機能喪失による運転上の制限の逸脱について
(公表区分Ⅱ)

2025年11月2日

東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

2025年11月2日午前11時00分頃、5号機中央制御室の屋外放射線監視端末に異常を示すメッセージが表示され、現場調査を行ったところ、5号機緊急時対策所にある緊急時対策支援システムの伝送装置の一部が停止していました。

この伝送装置には重大事故等対処設備である監視測定設備（可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測装置）が繋がるものとなっており、午後3時10分に6号機及び7号機の保安規定第66条-15-1の運転上の制限を逸脱したものと判断しました。

なお、当該監視測定設備で測定するデータについては、通常的环境モニタリングで対応できております。

また、本事案による原子炉及び使用済燃料プールへの直接的な影響はありません。

保安規定で要求される措置として、以下の内容を実施しております。

- ・当該設備を動作可能な状態に復旧するための措置を開始する
(午後3時10分開始)
- ・代替措置を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する
(通常的环境モニタリングにて対応できていることを確認)

今後、伝送装置の復旧を図るとともに、一部が停止した原因について調査してまいります。

以 上

表 6 6 - 1 5 監視測定設備

6 6 - 1 5 - 1 監視測定設備

(1) 運転上の制限

項 目	運転上の制限
監視測定設備	所要数が動作可能であること

適用される 原子炉の状態	設 備	所要数
運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	GM汚染サーベイメータ	2 台※ ¹
	N a I シンチレーションサーベイメータ	2 台※ ¹
	Z n S シンチレーションサーベイメータ	1 台※ ¹
	電離箱サーベイメータ	2 台※ ¹
	可搬型ダスト・よう素サンプラ	2 台※ ¹
	可搬型モニタリングポスト※ ³	1 5 台※ ²
	モニタリングポスト用発電機	3 台※ ²
	可搬型気象観測装置※ ³	1 台※ ²
	小型船舶（海上モニタリング用）	1 台※ ²

※ 1 : 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所あたりの合計所要数。

※ 2 : 6 号炉及び 7 号炉の合計所要数。

※ 3 : データ処理装置を含む。データ処理装置の計画的な保全作業及び機能試験によるデータ伝送停止時（通信衛星等の他の事業者が所掌する設備の点検及び試験に伴うデータ伝送停止を含む。）は、5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所に連絡し記録する要員を確保することを条件に、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

(2) 確認事項

項 目	頻 度	担 当
1. 所要数の可搬型ダスト・よう素サンプラの機能確認を実施する。	1年に1回	放射線安全GM
2. 所要数の可搬型ダスト・よう素サンプラが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線安全GM
3. 所要数のNaIシンチレーションサーベイメータの機能確認を実施する。	1年に1回	放射線安全GM
4. 所要数のNaIシンチレーションサーベイメータが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線安全GM
5. 所要数のGM汚染サーベイメータの機能確認を実施する。	1年に1回	放射線安全GM
6. 所要数のGM汚染サーベイメータが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線安全GM
7. 所要数の電離箱サーベイメータの機能確認を実施する。	1年に1回	放射線安全GM
8. 所要数の電離箱サーベイメータが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線安全GM
9. 所要数のZnSシンチレーションサーベイメータの機能確認を実施する。	1年に1回	放射線安全GM
10. 所要数のZnSシンチレーションサーベイメータが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線安全GM
11. 所要数の可搬型モニタリングポストの機能確認を実施する。	1年に1回	放射線安全GM
12. 所要数の可搬型モニタリングポストが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線安全GM
13. 所要数の小型船舶（海上モニタリング用）が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線安全GM
14. 所要数の可搬型気象観測装置の機能確認を実施する。	1年に1回	放射線安全GM
15. 所要数の可搬型気象観測装置が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線安全GM
16. 所要数のモニタリングポスト用発電機の機能確認を実施する。	1年に1回	放射線安全GM
17. 所要数のモニタリングポスト用発電機が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	放射線安全GM

(3) 要求される措置

条 件	要求される措置	完了時間
A. 動作可能な監視 測定設備が所要 数を満足してい ない場合	A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措 置を開始する。 及び A 2. 当直長は、代替措置※ ⁴ を検討し、原子炉主任技 術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに

※ 4 : 代替品の補充等をいう。

原子力災害時の屋内退避の運用と 特定重大事故等対処施設に関する安全審査等 について

令和7年10月16日
原子力規制庁



I. 原子力災害時の屋内退避の運用について

II. 特定重大事故等対処施設に関する安全審査等について

III. 参考資料

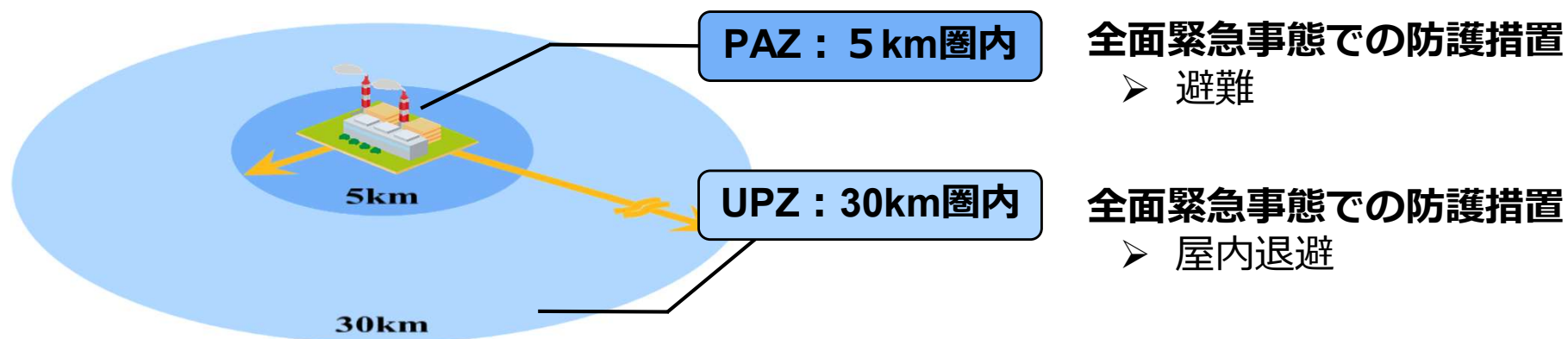
I. 原子力災害時の屋内退避の運用 について



- 1. はじめに（基本的な考え方、最新の動向）**
- 2. 屋内退避とは（屋内退避の考え方、効果等）**
- 3. 屋内退避の運用（一時的な外出、解除の要件等）**

1. はじめに (1) 原子力災害対策指針における基本的な考え方

- ✓ 原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針では、原子力災害対策を円滑に実施するための基本的な考え方を示しています。
- ✓ 指針では、放射性物質の放出のおそれが高い状態になった時点（これを全面緊急事態と呼びます）で、施設近くの地域（PAZ）では避難をし、遠方の地域（UPZ）では屋内退避を実施することとしています。



- ✓ この屋内退避の具体的な運用について、原子力規制委員会は「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム」で議論を重ね、本年3月に報告書を取りまとめました。

1. はじめに (2) 原子力災害対策指針に関する最新の動向



- ✓ 原子力規制委員会では、「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム」の報告書の内容等を原子力災害対策指針に反映し、指針は10月3日付けで改正（官報掲載）されました。

主な改正内容

- 屋内退避中の一時的な外出（新規事項）
屋内退避中においても、生活を維持する上で最低限必要な範囲で、住民等の一時的な外出や、住民の生活を支える民間事業者等の活動は実施できることを明記。
- 屋内退避の継続可否を判断するタイミングの目安（新規事項）
屋内退避の継続の判断は、屋内退避実施後3日目を目安としてそれ以降日々行うことを明記。
- 屋内退避の解除要件（新規事項）
新たなプルームが到来する可能性がなく、かつ、既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、屋内退避を解除することを明記。
- 屋内退避から避難への切替えの考え方（既存の記載事項の適正化）
物資の不足等により屋内退避中の生活の維持が困難と判断される場合等には、地方自治体と連携して避難への切替えを判断することを明確化。
- 発電用原子炉施設以外の原子力施設に対する屋内退避（新規事項）
発電用原子炉施設以外の原子力施設に係る屋内退避については、避難への切替えや一時的な外出等の運用に関し、UPZの範囲や放射性物質等の放出形態に応じて発電用原子炉施設とは異なる対応をすることが想定されることを明記。

等

- ✓ 今後、屋内退避の具体的な運用の考え方を記載した関連資料を作成する予定です。

2. 屋内退避とは (1) 原子力災害対応の考え方 (1 / 2)



- 全面緊急事態となった場合、原子炉施設の近くのPAZ（半径5km）では避難、比較的遠方のUPZ（半径5～30km）では屋内退避を行います。
- 被ばくを減らすことは重要ですが、避難は心身に様々な負担を伴うことから、遠方のため比較的被ばくが小さくなるUPZでは、双方のリスクのバランスを取って、避難ではなく屋内退避をするものです。

UPZでの被ばくによる健康リスク

避難による健康等へのリスク

- 避難行動の負担による病状の悪化
- 避難生活による心身の機能低下
- 不安や心配等のこころの影響



東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故では、避難計画や資機材等に係る準備不足等により、避難行動に伴う多くの災害関連死が発生したという教訓があります。

双方のリスクの
バランスを取って

UPZでは屋内退避を実施

2. 屋内退避とは (1) 原子力災害対応の考え方 (2 / 2)



- PAZは避難、UPZは屋内退避という考え方は、国際的な考え方にも沿っています。

<原子力事故時の放射線防護に関する国際機関（IAEA）の基準>

- ✓ 放射線に対する防護措置を適切に行うため、PAZ と UPZ を事前に設定
 - ・ PAZは3～5km（5kmを推奨）、UPZは5～30kmの範囲で半径を設定するものとされる
- ✓ 原子力発電所の状態等の判断基準に基づき、PAZ と UPZ でそれぞれの対策を実施
 - ・ UPZの防護措置は、放出前に行うものに加え、放出後にモニタリング結果等に基づいて行うものもあるという考え方が示されている（つまり放出前に避難するものとはされていない）

<IAEA GSR Part7（原子力又は放射線緊急事態への準備と対応） 抜粋>

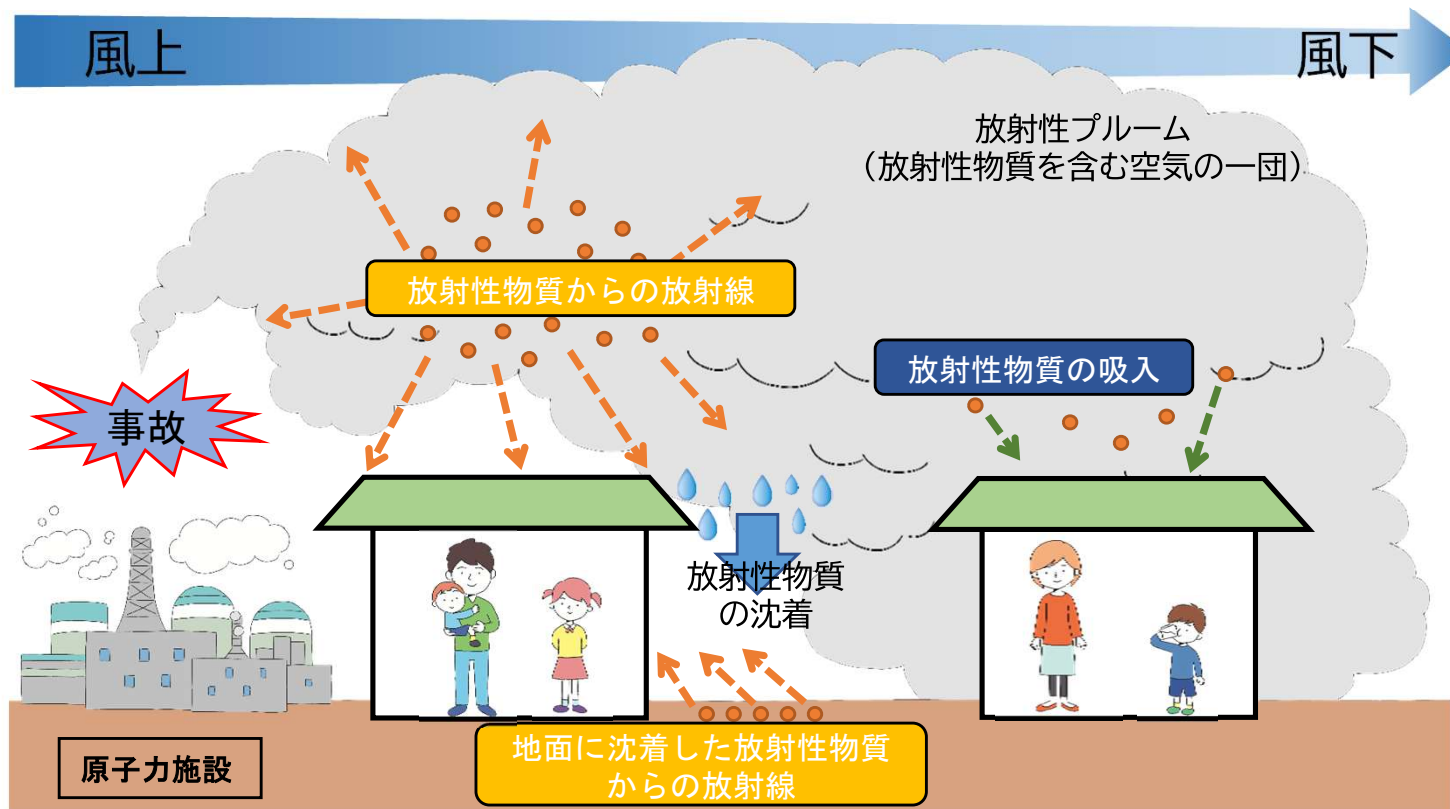
5.38. カテゴリー I 又は II の施設に対して、グレーデッドアプローチに基づき、また防護戦略に沿って、緊急時対応の目標を達成するため、敷地外における緊急防護措置及び早期防護措置と他の対応措置について効果的に判断し、講じるための取決めが定められなければならない。その取決めは、防護措置と他の対応措置を効果的に講じなければならない時に利用できる情報の不確かさと限界を考慮して定められなければならない、また以下を含めなければならない：

- (a) 防護措置と他の対応措置を効果的に講じるため、準備段階において取決めが定められなければならない敷地外の緊急時計画区域及び緊急時計画距離の指定。これら緊急時計画区域及び緊急時計画距離は、適切な場合には国境を越えて連続的でなければならず、以下を含まなければならない：
- (i) カテゴリー I の施設に対する予防的防護措置を準備する区域（PAZ）。重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、施設の状態（すなわち、全面緊急事態の宣言に至る状態。5.14項を参照）に基づいて、放射性物質の大量放出が発生する前に、緊急防護措置と他の対応措置を講じるための取決めが定められなければならない区域。
- (ii) カテゴリー I 又は II の施設に対する緊急防護措置を準備する区域（UPZ）。確率的影響のリスクを低減させるため、可能であれば放射性物質の大量放出が発生する前に施設の状態（すなわち、全面緊急事態の宣言に至る状態。5.14項を参照）に基づいて、また放出の発生後は、敷地外の放射線状況のモニタリング及び評価に基づいて、緊急防護措置と他の対応措置を開始するための取決めが定められなければならない区域。このような措置は、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）内での予防的緊急防護措置と他の対応措置の実施を遅らせないやり方で講じられなければならない。
- (b) 防護戦略に従い、緊急時計画区域及び緊急時計画距離内における緊急防護措置と他の対応措置を開始し、また調節するための、緊急事態の分類及び施設並びに当該敷地外の状況に基づく（4.28項(3)、4.28項(4)、5.14項及び5.15項を参照）判断基準。

2. 屋内退避とは (2) 屋内退避とは

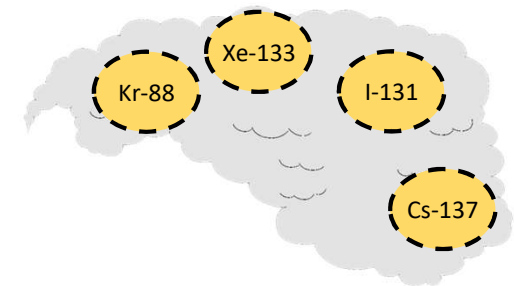


- 屋内退避の目的は、主にプルーム通過時のタイミングの被ばくの低減です。
- 内部被ばく（プルームに含まれる放射性物質の吸入によるもの）と外部被ばく（プルームからの直接的なもの、沈着した放射性物質からのもの）の両方を低減する効果があります。



(参考) プルームとは？

気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等を含んだ空気の一団



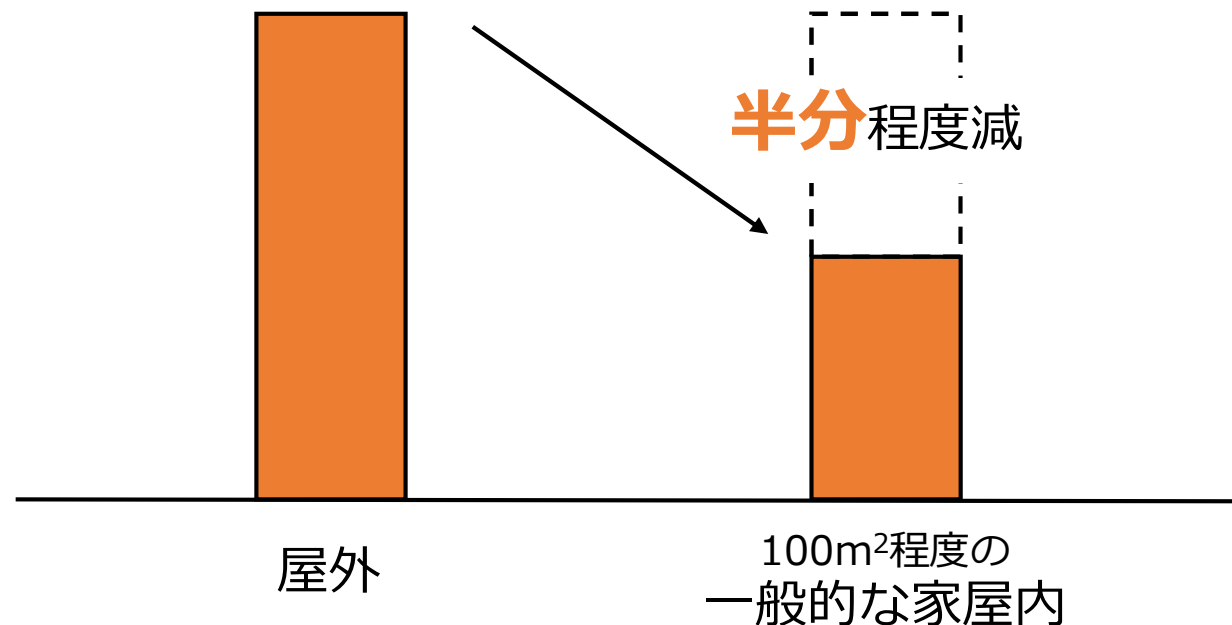
出典：内閣府（原子力防災担当）の資料を編集

2. 屋内退避とは (3) 屋内退避の効果



- 屋内退避を実施することで、内部被ばくと外部被ばくを合計した被ばく線量は半分程度に低減されます。

内閣府が行った試算によると、100 m²程度の一般的な家屋（鉄筋コンクリート造を除く鉄骨造や木造の家屋）では、建物の気密性と遮へい効果により、内部被ばくと外部被ばくを合計した被ばく線量は半分程度に低減されることが示されています。

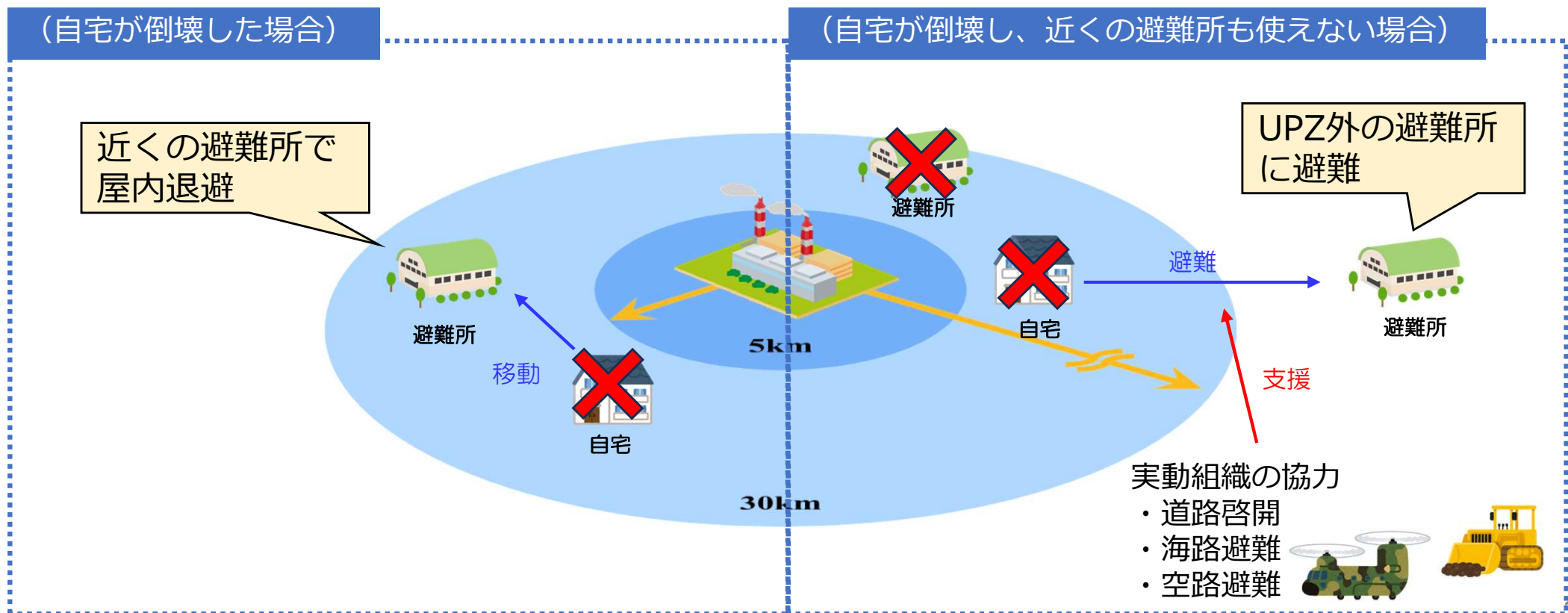


内閣府（原子力防災担当）、原子力発電所からおおむね5～30 km圏内にお住まいのみなさまが行う屋内退避についての資料をもとに編集

2. 屋内退避とは (4) 複合災害時の対応



- 地震等の影響で自宅での屋内退避が困難な場合は、近隣の指定避難所等で屋内退避を行うことが基本です。
- 指定避難所等での屋内退避もできない場合は、実動組織（自衛隊、警察、消防、海保）の協力も得ながらUPZの外に避難することになります。



3. 屋内退避の運用 (1) 一時的な外出 (①住民)



- ・ 屋内退避の指示が出ている間も、生活の維持に最低限必要な一時的な外出は可能です。
- ・ 放射性物質の放出の可能性がさらに高まった場合は、外出を控える旨の注意喚起を行います（典型的なケースでは放出の数時間程度前）。その際には、速やかに屋内退避できるようにすることが重要です。

一時的な外出とは、どのようなものが該当しますか？



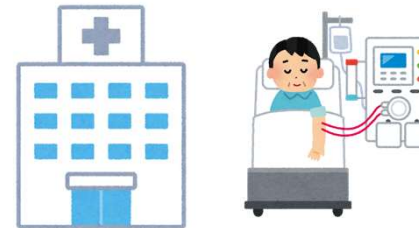
①物資の調達

- ・ 避難所で支給される物資の受取り
- ・ 小売店での物資の購入



②家屋の維持

- ・ 家屋の屋根等の雪下ろし
- ・ 家屋周辺の除雪作業



③緊急の医療を受ける

- ・ 透析治療や重篤な病気のための医療機関の外来受診
- ・ 処方された医薬品の購入



④動物の世話

- ・ 外飼いのペットや家畜等の給餌

外出時に防護装備等の特別な対策は必要ありません。

※国や地方自治体から外出を控える旨の注意喚起があった場合に、速やかに屋内退避を行う場所に移動できるようにすることが重要です。

3. 屋内退避の運用 (1) 一時的な外出 (②民間事業者等)



- ・ 屋内退避の指示が出ている間も、屋内退避中の住民の生活を支えるための民間事業者の活動は継続することができます。
- ・ そのような民間事業者の活動は、継続が必要なものと、継続が期待されるものの2類型に分けられ、それらの活動継続のための取組を今後検討していきます。

民間事業者の活動とは、どのようなものが該当しますか？

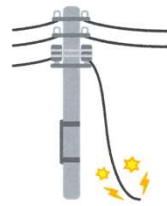
継続が必要と考えられる、住民の生活の維持に重要な活動



①食料等の生活物資
や燃料等の輸送



②避難道路の啓開・
復旧作業や除雪作業



③ライフライン
(電気・ガス・
上下水道・通信
等)の復旧作業



④医療施設における入院
患者の診療、救急や透
析治療等の医療提供、
緊急時の往診、訪問看
護及び調剤薬局の営業

地域によっては継続が
期待される、住民の生
活の維持に有益な活動



食料や飲料水、燃
料等の生活必需品
を販売する小売業

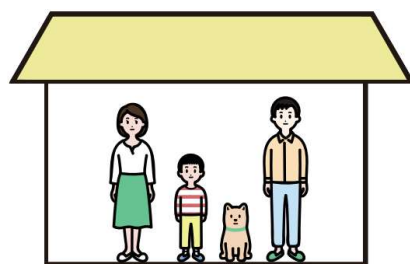
- ・ 屋外での緊急事態への応急対策に従事する者は、放射線に対する防護対策を行った上で活動します。
- ・ それ以外の民間事業者は、外出時の特別な対策は必要ありません。(外出を控える旨の注意喚起があった場合は、速やかに屋内退避を行う場所に移動することになります)

3. 屋内退避の運用 (2) 継続できるかを判断するタイミングの目安



- 原則として、屋内退避開始3日後以降、継続が可能かを国が日々判断することになります。
- 3日間の経過後も、物資の供給等により屋内退避を継続できる状況を整えば、屋内退避を継続することが基本となります。

- ✓ 屋内退避は、物的な面での生活の維持や精神的なストレス等の観点から、長期にわたって継続することは困難で、いずれかのタイミング以降、継続できるかの判断が必要になります。
- ✓ 3日間というタイミングを設定した理由は、主に物資の備蓄の観点です。国の防災基本計画において、国や自治体は最低3日間（推奨1週間）分の備蓄について普及啓発を図るものとされていることを踏まえて、3日間と決めました。
- ✓ 目安の3日間を超えても、それ以降も国や地方自治体からの物資の供給、人的支援等の状況を踏まえて生活の維持が可能な状況にあれば、さらに屋内退避を継続することになります。



物資の供給等により屋内退避を継続することが基本です。

3. 屋内退避の運用 (3) 解除の要件

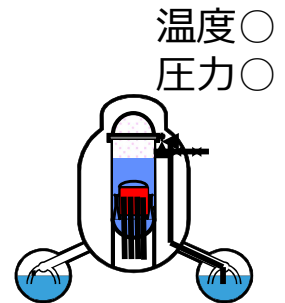


- 屋内退避は、新たなプルームが到来する可能性がなくなり、かつ、既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、解除されます。

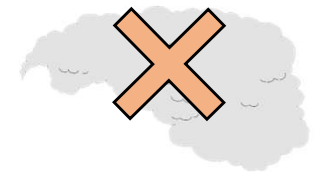
屋内退避はどうすれば解除されるのですか？

① プラントが安定化し、追加的な放出はないことを確認

- 原子炉を冷やし、放射性物質を閉じ込めるための各対策について、複数の手段が確保されていること
- 原子炉や格納容器の温度や圧力の傾向が、安定又は低下傾向にあること



② 緊急時モニタリングの結果でプルームが滞留していないことを確認



屋内退避の解除を判断

ただし、屋内退避の解除後であっても、放射性物質の沈着の影響によって、飲食物摂取制限などの対策が必要になる場合もあります。

3. 屋内退避の運用 (4) 避難への切替え

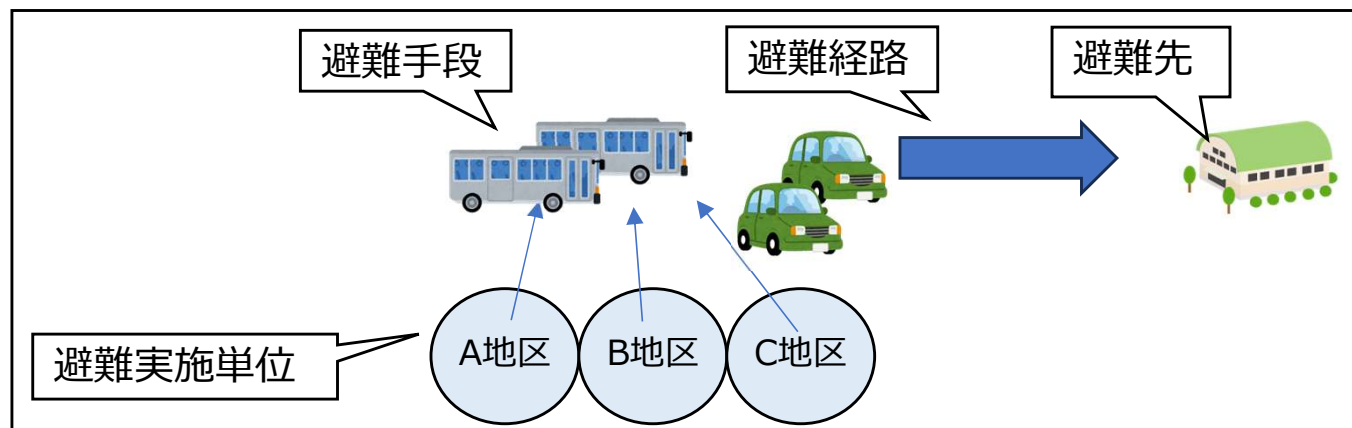


- 避難は様々な負担を伴うため、その判断は慎重に行うべきものですが、生活の維持が困難と国が判断する場合には、避難への切替えを行います。

- ✓ 生活の維持が困難であることの判断は、次のような要素や地方自治体からの意見等を考慮して、国が総合的に判断することになります。

- ・食料や飲料水等の物資の供給状況や人的支援の実施状況
- ・ライフライン（電気・ガス・上下水道・通信等）の被害状況

- ✓ 避難に当たっては、避難計画の内容（避難実施単位、避難手段、避難先等）を参考に実施することになります。

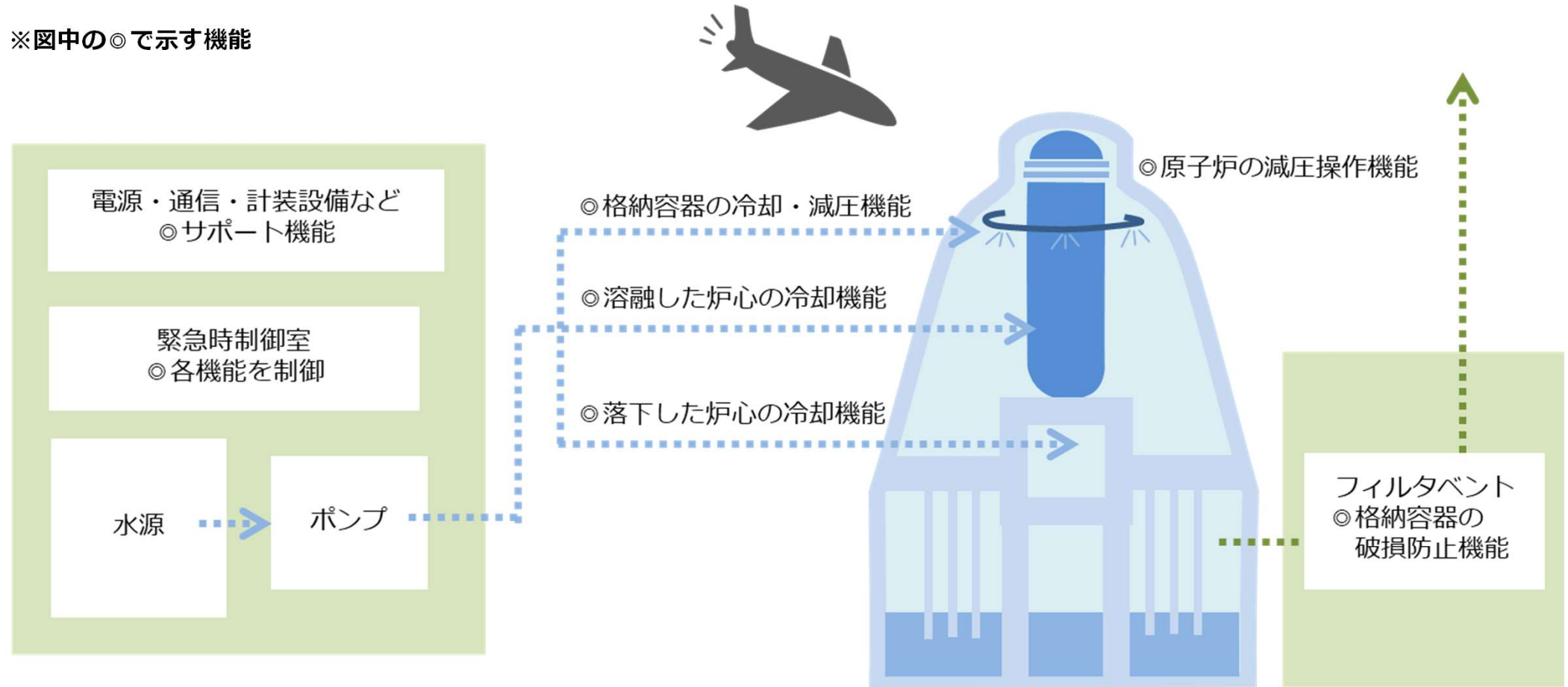


Ⅱ． 特定重大事故等対処施設に関する 安全審査等について

特定重大事故等対処施設（特重施設）とは

意図的な航空機衝突などの状況に備えて、重大事故等への対策として用意している可搬型設備などに加え、信頼性を更に向上させるためのバックアップ対策として設置することを求めている施設。格納容器の破損による放射性物質の異常な水準の放出を抑制するために必要な機能※を持つ。

※図中の◎で示す機能



◎各機能の詳細は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」を参照
<https://www.nra.go.jp/data/000382455.pdf>
 (第42条(特定重大事故等対処施設)2号関係の解釈)



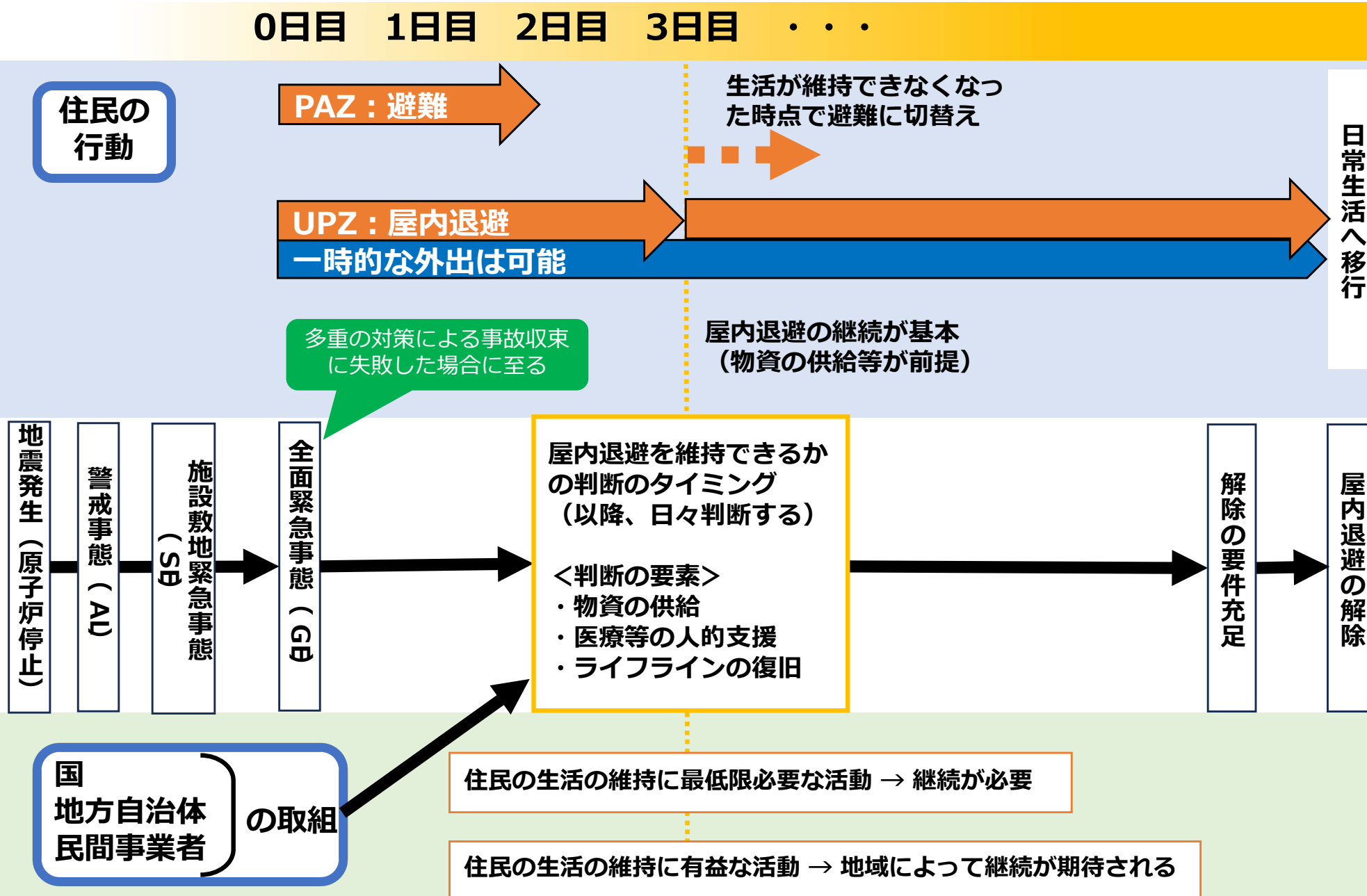
経過措置期間の 満了日	設計及び工事の計画の認可	
	申請日	処分日
7号機： 令和7(2025)年10月13日	7号機： (第1回) 令和5年1月30日 (第2回) 令和5年7月6日 (第3回) 令和6年1月16日 (第4回) 令和6年11月28日	7号機： (第1回) 令和7年9月29日 (第2回) 令和7年9月29日 (第3回) 令和7年9月29日
6号機： 令和11(2029)年9月1日	6号機： (第1回) 令和7年2月27日 (第2回) 未申請 (第3回) 未申請	6号機： (第1回) 令和7年9月29日

- **7号機**：第1回から第3回までの申請については令和7年9月29日に認可した。なお、これらの申請に6号機との共用施設が含まれることを踏まえて、6号機第1回申請との同時処分を行っている。
- 令和6年11月28日に第4回申請がなされた。引き続き、審査会合において、詳細設計の内容等について確認していく。なお、令和7年2月27日の審査会合において、東京電力ホールディングスから、7号機第4回申請に含まれる6号機との共用施設については、6号機第2回申請後に同時審査することを希望する旨の説明があったことを踏まえて、今後申請される6号機第2回申請と合わせて審査を進める予定。
- **6号機**：第1回申請については令和7年9月29日に認可した。なお、当該申請に7号機との共用施設が含まれることを踏まえて、7号機第1回から第3回申請との同時処分を行っている。

Ⅲ（i）．参考資料

（原子力災害時の屋内退避の運用について）

Ⅲ (i) . 参考資料 事故の時間軸に即して、住民はどのように行動すればよいのか (ケース① 放射性物質の放出がない場合)



Ⅲ (i) . 参考資料 事故の時間軸に即して、住民はどのように行動すればよいのか (ケース② 重大事故等対策が成功した場合)



0日目 1日目 2日目 3日目 . . .

住民の
行動

PAZ : 避難

生活が維持できなくなっ
た時点で避難に切替え

UPZ : 屋内退避

一時的な外出は可能

一時的な外出を控える

日常生活へ移行

斜線部分は20ページと
同じ内容

多重の対策による事故収束
に失敗した場合に至る

屋内退避の継続が基本
(物資の供給等が前提)

地震発生 (原子炉停止)

警戒事態 (AL)

施設敷地緊急事態
(SE)

全面緊急事態 (GE)

屋内退避を維持できるか
の判断のタイミング
(以降、日々判断する)

<判断の要素>

- ・ 物資の供給
- ・ 医療等の人的支援
- ・ ライフラインの復旧

外出を控える旨の注意喚起
(ベント予定を受けて)

放射性物質の放出
ベントによる

解除の要件充足

屋内退避の解除

国
地方自治体
民間事業者

の取組

住民の生活の維持に最低限必要な活動 → 継続が必要

住民の生活の維持に有益な活動 → 地域によって継続が期待される

Ⅲ (i) . 参考資料 事故の時間軸に即して、住民はどのように行動すればよいのか (ケース③ 重大事故等対策が失敗した場合)



0日目 1日目 2日目 3日目 . . .

住民の
行動

PAZ : 避難

生活が維持できなくなっ
た時点で避難に切替え

(OIL 2対象地域)

UPZ外に
一時移転

UPZ : 屋内退避

一時的な外出は可能

一時的な外出を控える

(OIL 2対象外)

日常生活
へ移行

斜線部分は21ページと
同じ内容

多重の対策による事故収束
に失敗した場合に至る

屋内退避の継続が基本
(物資の供給等が前提)

地震発生 (原子炉停止)

警戒事態 (AL)

施設敷地緊急事態
(SE)

全面緊急事態 (GE)

屋内退避を維持できるか
の判断のタイミング
(以降、日々判断する)

<判断の要素>

- ・ 物資の供給
- ・ 医療等の人的支援
- ・ ライフラインの復旧

外出を控える旨の注意喚起
(格納容器の圧力上昇
を受けて)

格納容器破損による
放射性物質の放出

解除の要件充足

屋内退避の解除

OIL 2
一時移転の指示
対象地域の判断

国
地方自治体
民間事業者

の取組

住民の生活の維持に最低限必要な活動 → 継続が必要

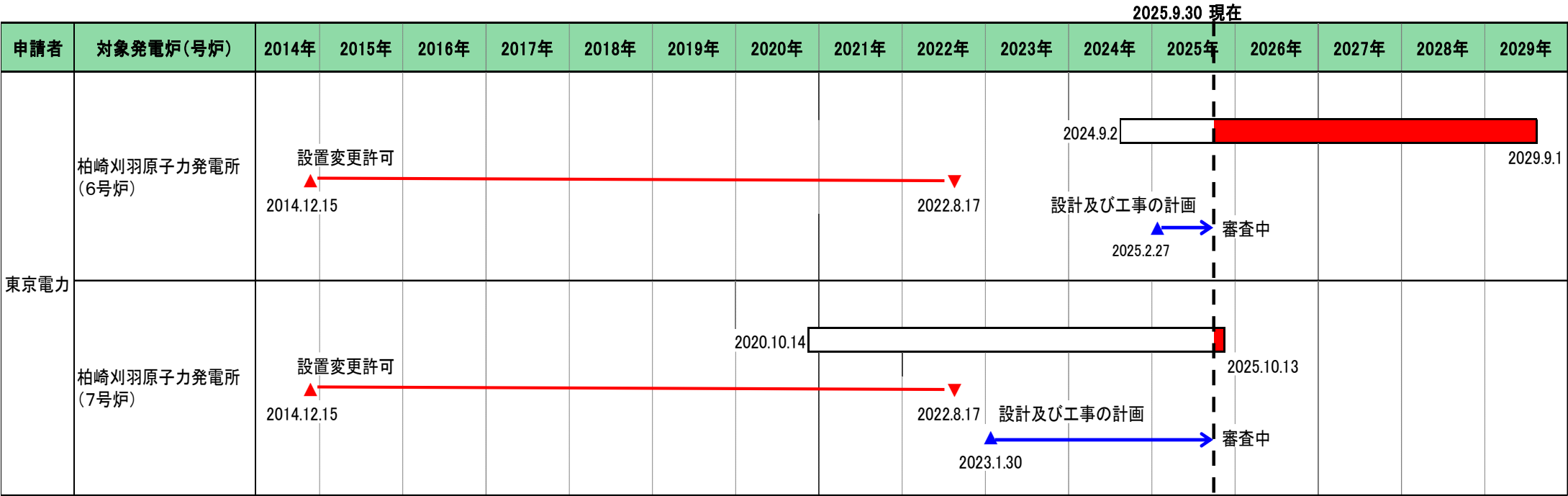
住民の生活の維持に有益な活動 → 地域によって継続が期待される

Ⅲ（ii）． 参考資料

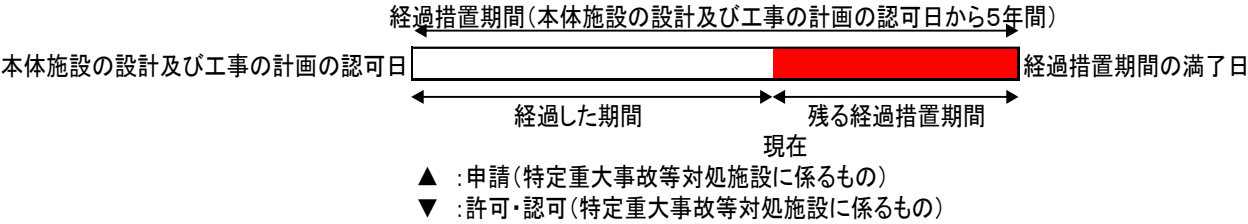
（特定重大事故等対処施設に関する安全審査等 について）



特定重大事故等対処施設に係る経過措置期間



凡例



地域の会 委員からのご質問に対する回答について

2025 年 11 月 12 日

原 子 力 規 制 庁

(竹内委員①)

今年春示された屋内退避の運用に関する検討チームの報告書によれば、放射性物質放出後も UPZ においては「継続が必要と考えられる、住民の生活の維持に必要な活動」をする民間事業者は、通常通り勤務しながら屋内退避をするという状態になります。UPZ であっても放射線への感受性が高い妊婦と乳幼児とその保護者は先行して避難させるべきなのではないでしょうか。また、即時避難する PAZ と異なり屋内退避が原則の UPZ では妊婦と乳幼児のための核防護施設を作るべきではないでしょうか。

①屋内退避運用において妊婦と乳幼児の被ばくをどのように考えているのか教えてください。

(回答)

- 原子力規制委員会が定めた新規制基準に適合した重大事故等対策が奏功するという、より蓋然性が高い事故の場合には、UPZ 全域における放射線影響は十分に小さいものとなります。
- そのため、原子力災害対策指針では、放射線によるリスクと避難行動に伴うリスクを勘案して、30km圏内の UPZ の妊婦、乳幼児も含めた住民は、屋内退避を実施することを基本としています。

(竹内委員②)

今年春示された屋内退避の運用に関する検討チームの報告書によれば、放射性物質放出後も UPZ においては「継続が必要と考えられる、住民の生活の維持に必要な活動」をする民間事業者は、通常通り勤務しながら屋内退避をするという状態になります。UPZ であっても放射線への感受性が高い妊婦と乳幼児とその保護者は先行して避難させるべきなのではないでしょうか。また、即時避難する PAZ と異なり屋内退避が原則の UPZ では妊婦と乳幼児のための核防護施設を作るべきではないでしょうか。

②放射性物質放出後の屋内退避が長引いた場合、安定ヨウ素剤は複数回服用することになるのでしょうか。

(回答)

- 原子力規制委員会が定めた新規規制基準に適合した重大事故等対策が奏功する事故の場合には、UPZ 全域における放射線影響は十分に小さいものとなること、また屋内退避中は、家屋の気密性によりプルームに含まれる放射性ヨウ素の内部被ばくの影響を低減できることから、安定ヨウ素剤の服用を指示することは想定しておりません。
- 空間放射線量率が 0IL の基準を超えている場合には、屋内退避後に避難や一時移転を行うこととなりますが、その際には既に放出された放射性ヨウ素からの影響を低減するために、国から安定ヨウ素剤の服用を指示することがあります。
- そのため、放射性物質放出後の屋内退避が長引いた場合であっても、原則として安定ヨウ素剤を複数回服用するような状況は考えておりません。